

## 平成 28 年第 2 回定例会 防災警察常任委員会

平成 28 年 6 月 13 日

高橋(稔)委員

私の方からは、まずはじめに、神奈川県地域防災計画、地震災害対策計画の取組状況についてお伺いします。

先ほど、熊本地震の報告を伺い、局長からも今回の地震に関する揺れの脅威という答弁がありましたが、確かに揺れのすごさを物語る激震災害であったと思っております。

そこで、地震防災戦略の中の重点施策の 1 にあります住宅の耐震化について何点か伺ってまいりたいのですが、県はこれまで、市町村が実施する木造住宅耐震化事業へ補助を実施してきていると承知していますけれども、その取組内容について確認をさせてください。

消防課長

阪神・淡路大震災や今回の熊本地震など、大規模な地震が起きますと、建物の倒壊による圧死、窒息死等により多くの被害が生じます。特に、昭和 56 年以前に建築された、いわゆる旧耐震の木造住宅に大きな被害が出ているということでございます。

そこで、旧耐震の民間戸建て木造住宅を、新耐震基準に適合させるために、県民の方が自ら住宅の耐震化を行う場合に、市町村がその費用を助成する際に、県もその 2 分の 1 の補助をすることで、住宅倒壊による被害軽減を図ることといたしました。

具体的には、これまで県は、市町村消防防災力強化支援事業費補助金によりまして、耐震診断、耐震改修、一部屋耐震の三つの事業について支援を行ってまいりました。

高橋(稔)委員

県の補助の前提として、やはり市町村の補助制度があることが前提になるとと思いますが、この耐震診断、今おっしゃった耐震改修工事、そして一部屋耐震化ということで施策がありますけれども、それぞれの制度化は、県内市町村で満遍なく図られているのか確認をさせていただきます。

消防課長

平成 28 年 4 月 1 日現在で申し上げますと、耐震診断事業につきましては、全ての市町村で導入しており、耐震改修事業については 31 市町村ということになっております。一部屋耐震事業につきましては、12 市町村のみの導入ということになっております。

高橋(稔)委員

耐震改修についてはかなりの費用がかかり、高齢化や一人暮らしなどの諸事情で改修をちゅうちょする場合もあるのではないかと思います。

そこで、寝ている時に倒壊のおそれがないように、一部屋、寝室だけでも耐震が図れないかということで、耐震シェルター、耐震ベッドといった比較的安価にできる一部屋耐震という方法があるのです。これは非常に有効な施策だと思っておりますが、一部屋耐震を 12 市町村からもっと拡大していくような方策につい

てはどのようにお考えなのかお聞きします。

消防課長

委員お話しのとおり、耐震改修は約 300 万円かかるのに対しまして、一部屋耐震は 30 万円から 100 万円くらいの間で設置できるということで、県民が導入しやすいというメリットがあると思います。市町村には一層の制度導入を進めていただいて、県民への普及を進めていくといったことが重要だと考えております。

そこで、市町村に対しましては、今回の熊本地震でも、倒壊した建物の多くが旧耐震の建物ですので、人がいる部屋だけでも耐震化できれば、命を救える可能性が大いに高まるといったことも説明し、働き掛けをいたしまして、導入していない市町村が導入していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

あわせて、これまで余り実績がないということもあろうかと思っておりますので、県といたしましても、ホームページや県のたより、総合防災センターでの展示、私どもで開催するイベントなどの場も通じまして、県民の皆様にも、一部屋耐震の有効性を認識していただけるような普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

一部屋耐震事業を実施しているのが 12 市町ということで、実施していないところは、必ずしも財政力が弱いとか、人口規模が小さいとか、世帯数が少ないとか、高齢化率等が起因しているとかといったこととの相関が見られないのではないかなと思っておりますが、実施しているところだけ教えてください。

消防課長

導入しているところでございますが、傾向として申し上げますと、比較的人口の多い市町村の方が導入しているということがあろうかと思っております。具体的に申し上げますと、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、海老名市、綾瀬市、大磯町、中井町、箱根町の 12 市町でございます。

高橋(稔)委員

導入していないところは、制度の周知がされていないということが全ての原因であるのではないかと思うのですが、例えば本県が市町村に対して、様々な財政的な支援を今年度も 10 億円という予算を付けて実施するということですが、この制度の活用を促すということについてはどのようにお考えでしょうか。

消防課長

これまでも既に、県といたしましては導入していただきたいということで、制度の導入を働き掛けてまいりましたが、今後とも一層導入を進めていただきたいと思っておりますので、市町村に対しましては、会議の場などを通じまして、引き続き働き掛けを行ってまいります。今回の熊本地震における被害等により、一層必要性が明確になったというお話をさせていただきまして、更なる導入を進めていきたいと思っております。

高橋(稔)委員

30 万円から 100 万円のできるというのは、一つの魅力的であると思っておりますので、周知徹底をしていただいて、また本県もせつかく財政的支援をしているわ

けですから、連携強化を図っていただくようお願いしたいと思います。

次に、局長の方針として、住宅の耐震化が大事であるということを受けまして、次の平成32年度までに住宅耐震化95%の目標を定めていらっしゃいますが、住宅の耐震化促進についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

災害対策課長

新たな地震防災戦略では、住宅の倒壊による被害を軽減するため、耐震化率の目標を設定いたしました。目標達成のために、県、市町村、県民等のそれぞれの取組例を示しております。

まず、県と市町村と連携した取組という部分では、今年度新たに創設いたしました市町村地域防災力強化事業費補助金というものがございます。これによりまして、市町村が行う民間住宅の耐震化事業への財政的支援を拡充する取組を進めます。

また、県民や事業者による住宅や事業所の耐震診断、耐震改修の促進のために市町村が実施している補助制度をホームページで広く紹介するとか、耐震診断等に関するパンフレットの配布、セミナーの実施等を含めてまして、普及啓発に取り組み、目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

住宅耐震化は、やはりいろいろな側面を兼ね合わせないと、なかなか県民の方々は行動に移さないと思います。例えば東京都では、3年間の土地建物の固定資産税の減免というのをやっているところがあります。こういうことを踏まえますと、やはり税制面などのトータルな支援というものがないと、なかなか動かないではないかと思えます。

防災の視点だけで訴えても限界があるので、他局との連携、今申し上げました税制ですとかいろいろな切り口があると思いますが、そういう正に横断的な取組ということについてはどのようにお考えでしょうか。

災害対策課長

住宅の耐震化に関する基本的な計画といたしましては、県の耐震改修促進計画というものがございまして、こちらは県土整備局で推進しております。その中の補助制度を私どもの方でやらせていただいております。そういった観点ですと、耐震改修促進計画に基づきまして、先ほど申しました県民への普及啓発であるとか、相談事業といった様々な角度からの取組が計画に基づいて取り組まれているものと理解しております。

引き続き、県土整備局と連携いたしまして、安全防災局といたしましてもやれることはしっかりとやっていくという観点で取り組んでまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

安全防災局が何もやってないということを言っているのではありません。ただ、安全防災局がキーマンであることは間違いのないと思います。

ただ、今日報告していただいた地震防災戦略策定検討委員会という横断的な組織の方々を見ますと、県民局、環境農政局、保健福祉局、産業労働局、県土整備局、教育局、県警察といったように、学識経験者の方々を含めて、本県の関係各局の方々がメンバーになっています。先ほど申し上げましたように、例え

ば産業労働局がメンバーに入っていて、どのように産業面で、住宅耐震化に対する一助となることができるかという横串を通した検討がどのようにされているのかというのが、非常に興味があるのです。

こういう横断的な取組について、政策立案のやり取りがもう少し見えるようになってほしいのですが、局長の御見解をお伺いします。

安全防災局長

住宅の耐震化についての横断的な取組ということでございますが、先ほど事例にありましたように、固定資産税ということになりますと、市町村の税制でするので、県では、建物の耐震化という直接的には各市町村で実施しているところに対して、連携して補助するというような形をとっております。

ただ、その方法というのは、委員お話しのとおり、一定程度行き渡りますと、そこが限界になるということもあろうかと思っておりますので、単に防災上大事だからというだけでなく、別の要素だとか、別の誘引を与えるということは非常に有効であると考えております。いずれの場合も、それぞれにコストなり負担なりがかかっておりますし、またそれによってどの程度の効果が出ているのかということもありますし、防災対策も耐震化だけでなく、様々なことも進めなければならないということもあります。ただ、委員御指摘のような、新たな横串を刺す視点が重要な視点でありますので、そういった取組というのは大事だろうと思っております。

防災につきましては、一頃に比べますと、住民のニーズや関心、報道の量が増えてきていると思っておりますので、そういう中で、市町村や県が一体となって、防災対策が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

是非、横串を通した取組をしていただきたいと思えます。

藤沢で、この前見てきたのですが、サステイナブルスマートタウンという、エネルギーと住宅、安全・安心な社会といった、いろいろなことがマッチングされたまちづくりが進んでいます。こういうものを見ると、政策を横断的に考えていくということが非常に重要なことであると思っておりますので、局長の答弁にもありましたように、更にそういった取組を構築していただくよう要望しておきたいと思えます。

そして、情報が大事だと思うのです。そういういろいろなことを組み合わせた情報を、どれだけ県民が等しく持ち合わせるかという、いわゆる情報収集力の格差、デバイド化が進み、不公平感が助長されないかといったことを心配しているのですが、災害発生時の情報受伝達についても非常に大事なことであると思えます。

そこで、午前中にも質問がありましたが、災害発生時における情報受伝達システムとしては、どのようなものがあるのか、もう一度確認させてください。

安全防災局危機管理対策課長

県が整備、運用している災害時の情報受伝達システムには、大きく二つあります。

一つは、防災行政通信網でございます。これは災害時に、県、市町村、自衛隊などの関係機関を結ぶ専用のネットワークで、有線回線と衛星回線とで二重

化されており、一般の電話回線が途切れても情報の受伝達ができるようになっております。もう一つは、災害情報管理システムでございます。これは、各市町村が被害件数などを入力しまして、その時点での被害状況を集計し、把握するシステムです。

この二つが代表的なシステムなのですが、これ以外に、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室で映像情報等を共有する映像音声システムや県庁と各地域県政総合センターを結ぶテレビ会議システム、地震発生時に県内の震度を集約する震度情報ネットワークシステムといったものを運用しております。

高橋(稔)委員

いろいろなシステムが構築されていて、稼動しているということになると、それらが本当にうまく連携しているのかということが問題になります。そこで、今いろいろ伺いました、情報通信システムについて、現状でどういう課題があるのか確認させてください。

安全防災局危機管理対策課長

現状では、大きく三つほど課題がございます。

一つは、機器の老朽化の問題でございます。運用しているシステムの中には、機器を導入してから長期間経過しているシステムがありまして、早期の更新が必要です。

二つ目の課題として、代替機能の確保の問題がございます。東日本大震災の教訓から、平成24年度に防災行政通信網と災害情報管理システムの代替機能を総合防災センターに整備しましたが、その時対応できなかった他のシステムにつきましても、代替機能の整備が必要となっております。

三つ目に、機能の高度化の問題がございます。大規模災害が発生した場合、広域自治体である県には、災害時に県内で活動する様々な機関や部隊の活動を総合的に調整することが求められております。そのため、全体の状況を把握し、応急対応に関する方針決定を支援する機能の高度化が求められております。

高橋(稔)委員

それらの課題について、いつまでに、どのように解消していくのかお伺いします。

安全防災局危機管理対策課長

まず、1番目の機器の老朽化への対応ですが、災害対策本部室の映像音声システムや震度情報ネットワークシステムにつきましては、機器を導入してから相当の期間が経過しておりますので、今年度、老朽化した運用機器を更新するとともに、性能の向上を図ります。

第2に、代替機能の確保への対応でございます。震度情報ネットワークシステムにつきましては、現状は代替機能が用意されておきませんので、県庁が被災した場合に備えまして、今年度、総合防災センターに代替機能を整備いたします。

第3に、機能の高度化への対応でございます。これも今年度の事業として、災害時に参集した多数の要員が情報を共有するための映像音声システムを第二分庁舎に整備するとともに、現地災害対策本部の置かれる地域県政総合センターとの情報連携を可能にするなどの機能の高度化を図ります。

高橋(稔)委員

防災のスマート化、映像音声システムの再整備ということで、これまで取り組んでいらっしゃると思いますが、稼働開始はいつ頃と考えればいいですか。

安全防災局危機管理対策課長

映像音声システムにつきましては本年11月からで、それ以外は来年度から稼働の予定でございます。

高橋(稔)委員

情報の収集の格差の問題が気になりますが、そういうことのないようにいろいろなシステムを構築していらっしゃると思いますので、うまく連携していただいて、より良い情報が提供できるようにしていただきたいと思います。

今年も2億8,500万の予算を計上して取り組むということで、議会でも頑張っていたきたいという意味で承認させていただいたわけですが、情報の格差が生じないように、例えば映像音声システムは多言語で発信可能なのでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

多くの要員が同じ情報を共有できるようにしようというシステムですので、多言語化という観点からの整備ではございません。

高橋(稔)委員

そうすると、情報の収集、発信というのは関係各所を対象にしているの、県内にいる多くの多言語の方々を対象にしているというわけではなく、多言語化する必要はないという解釈でよろしいですか。

安全防災局危機管理対策課長

災害対応におきましては、情報を迅速、的確に収集して伝達することが重要になります。まずは応急対策においてどういった対応をするのか、そういう意味での情報収集として、情報を皆で共有するというところでございます。

先ほどの答弁にもありましたが、住民に対しての情報提供は、基本的に市町村の方で対応することになりますので、私どもといたしましては、まず県としてどういった応急対応をするのか、そういった意味での情報の収集、それからその情報を皆で共有していくという観点からシステムを整備するということになります。

高橋(稔)委員

このIT、情報技術を使用して、情報共有が初動段階で迅速に行われることが非常に大事だと言われており、熊本地震でも、東日本大震災でも、その重要性が論じられています。

特に、東日本大震災では、情報収集の主な手段が電話であったことから、大変な混乱とロスが生じたと言われており、今は誰もがスマートフォンやタブレットを持っていて、映像や音声による情報収集の環境が飛躍的に整ってきています。そこで、スマートフォンやタブレットなどのモバイルシステムとの連携による情報収集システムの構築といったことについて、どのような見解を持っているのかお伺いします。

安全防災局危機管理対策課長

突発的に災害が発生した場合に、災害現場の状況についてリアルな情報を、

スマートフォンやタブレットを通じて把握するということは大変効果的だと思っています。そうした意味で、スマートフォンやタブレットなどのモバイルシステムは、災害対応時における重要なツールであると考えております。

県でも、昨年11月に実施した職員緊急参集訓練の中で、県が職員に配付しているタブレットを利用し、参集中に撮影した画像を送ってもらう取組も行っております。こうした取組を更に進めて、今後ともスマートフォン、タブレットの活用を図ってまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

続きまして、熊本地震におけます本県の対応についてお伺いします。

先ほど御報告がありました、被災家屋の被害認定に職員を派遣したとお聞きしましたが、どういう業務だったのか確認させてください。

災害対策課長

全国知事会からの要請を受けまして、5月3日から8日まで、15名の職員を被災家屋の被害認定調査ということで、熊本県宇城市に派遣いたしました。

この業務は、罹災証明書を発行するために必要である、被災家屋の被害認定調査というものでございまして、内容は被害家屋の損傷程度を目視で確認する、いわゆる1次調査となります。派遣された職員は、現地で市の職員から研修を受けまして、実際に被災家屋に出向きまして、被災者立合いの下で、決められた手順、基準に従って、全壊、半壊等の被害認定を行いました。

この1次調査をベースに実際の被害程度が決定され、罹災証明書が発行されることとなりますので、非常に重要な調査という認識で取り組んでいるところでございます。

高橋(稔)委員

罹災証明書は、災害による被害の程度を証明する書類でございまして、被災者が生活支援金の給付ですとか、公共料金の減免、災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居といった支援を受ける際に、判断材料として幅広く活用されるものでございます。

今回、罹災証明の発行がなかなか進んでいないとの報道がされているのですが、特に今回の熊本地震で被災家屋が非常に多く発生したということで、住民からの申請に対して、罹災証明書の発行が追い付かない状況が発生しております。

派遣した職員の報告でも、被災証明書の発行の受付を開始して、2週間で全世帯の6分の1の約4,000件の申請が出され、それに対して5月1日から調査を始めて、5月6日まで延べ250人規模で調査しましたが、被害の判定ができたのは約500件にとどまったということでございます。その要因といたしましては、かなりの家屋被害が発生したのですが、それに対して人員が追い付かなかったというところではないかと思っております。

高橋(稔)委員

マンパワーの問題とか、様々な諸事情があるのだらうと思っております。

避難所業務、罹災証明発行業務といったことは市町村が一義的に携わりますが、これは決して他県の事例ということではなく、本県もどういうことを想定して、今から対応を考えいくのかといったことは非常に大事なことだと思うの

ですが、県としての現段階の考えをお伺いします。

災害対策課長

やはり、災害時にどうしても応急対応に係る人員が不足するという事態は、市町村において想定されるところでございます。そのために、まず県として整えている体制といたしましては、県と県内 33 市町村との間で、平成 24 年に、災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定を結んでおりまして、災害時に市町村が単独で災害対応できない場合に、県が仲介しまして、相互応援を仲介する仕組みがございまして、それでも足りなければ、九都県市や関東地方知事会といった広域の枠組みで人員を調達して対応する仕組みがございまして。

あと、家屋被害の認定調査につきましては、かなりクローズアップされておりまして、九都県市の会合などでも話題になっております。一つは研修制度が特に確立されたものがないということで、国においても制度の確立ができないかという投げ掛けを、九都県市としている実態がございまして。あとは、これから市町村と意見交換しながらということになります。今回の私ども 15 名の職員が経験してきた経験を基に、何らかの研修を実施するということが考えられるかと思っております。

そういった意味で、当事者になる市町村と意見交換しながら、どういう仕組み、どういう対応が必要かということを考えていきたいと思っております。

高橋(稔)委員

発災後の応援物資、救援物資の提供、避難場所の確保という緊急の初動活動に汗を流している職員の方には敬意を表したいと思っております。

次に、復元力ということで、レジリエンスという言葉がありますが、災害復元力、復興力については、罹災証明書を発行して次なる生活にステップアップできるかどうかが大変重要なことだと思っております。九都県市というお話もありましたが、どこかのタイミングで本当にしっかりと国に対して制度の確立について物申していくということをやらなくてはいけないと思っております。

そういったことを、市町村の業務ですが、本県としてどうしていくのか、日頃から本県職員の方々の研修が必要となってくるかもしれません。保健福祉関係の方が建築業務の罹災証明発行業務に携われるのかということになると、かなり横断的な取組をしないと厳しいと考えていますので、安全防災局がリーダーシップを発揮していただくことを強く要望しておきたいと思っております。

次に、箱根大涌谷の火山ガス対策についてお伺いします。

まず、現在の大涌谷周辺の火山ガス対策の状況について、もう一度確認させていただきます。

応急対策担当課長

現在、火山活動は沈静化しておりますが、大涌谷周辺では主に 2 種類の火山ガスが噴出しておりまして、立入りが規制されている状態になっております。

一つ目のガスにつきましては、二酸化硫黄で、注意喚起を行う基準である 0.2ppm を超える日が続いております。二つ目のガスの硫化水素につきましても、注意喚起を行う基準である 5ppm を超える日が頻繁にございます。



高橋(稔)委員

箱根山火山防災協議会幹事会で、今まで誰も立ち入ることができなかった火口付近に立ち入れるようにするというのを4月15日の幹事会で決めたということですが、この立入りを可能とした理由と、その効果について確認させてください。

応急対策担当課長

立入りを禁止した範囲につきましては、地盤の隆起や約20の火口の噴気孔が確認された場所でごさいます、地盤がもろく、足元が不安定で地すべりの可能性があったことから、誰も立ち入ることができない区域とされておりました。昨年の11月20日には、噴火警戒レベルが1に引き下げられたことから、噴火の可能性が低くなりましたが、地盤や火山ガスの心配があるため、引き続き立入りを禁止していたところでございます。

その後の国土交通省や学識経験者により、大涌沢地すべり現地調査の結果や、火山ガスの専門員の評価を受けまして、箱根町の許可により立入りが可能となりました。今回の決定を受けまして、活発に噴気を出している蒸気井の改修工事が可能となるため、噴気を抑制することや温泉の供給が増えることが期待されております。

高橋(稔)委員

先ほど答弁の中で、0.2ppm、5ppmという濃度の基準値が出されましたが、注意喚起等の基準について、再度確認させてください。

応急対策担当課長

箱根大涌谷園地の基準につきましては、二酸化硫黄につきましては、0.2ppmで注意喚起を行い、5ppmで注意情報、10ppm以上で警戒情報という基準値になっております。

一方で、硫化水素の方につきましては注意喚起が5ppm、注意情報が10ppm、警戒情報が50ppm以上といった基準値になっております。

高橋(稔)委員

二酸化硫黄の2ppmというのは一つの基準になると思うのですが、いかがですか。

応急対策担当課長

委員お話しの方の2ppmの基準につきましては、箱根町が園地以外で注意喚起を行う数値ということで承知しております。

高橋(稔)委員

そうしますと、これまで基準の数値を超えたのはどのくらいあったのでしょうか。

応急対策担当課長

まずはじめに、箱根町が注意喚起としております2ppmにつきましては、現在まで箱根町の方で注意喚起を行ったという報告を受けておりません。

次に、園地につきましては、手計算で平成28年1月22日から6月5日まで136日間ありますが、園地に設置しました計測ガスの結果ですと、二酸化硫黄の基準値であります0.2ppmを超えた日が111日、2ppmを超えた日が8日、硫化水素につきましては基準値である5ppmを超えた日が65日でございます。

高橋(稔)委員

そういう基準値を明確に定めながらサーベランスしているわけですが、明確な基準値を定めているがゆえに、低濃度の日があったとしても、大涌谷園地再開に向けて、すぐにゴーサインを出すということは大変なことであると思います。これがきちんと認められるだけのエビデンスというのがしっかりないとなかなか難しいということなんでしょうか。

応急対策担当課長

0.2ppmの数値を基準といたしましたのは、現在の火山ガス安全対策専門部会の先生方の発想で、その先生方は阿蘇山の噴火時の対策をとった方なのですが、その方々の指導によりますと、健常者ではなくて、ぜんそくの方とか心疾患のある方というのは、0.1ppmでも、ある程度気管閉塞というような症状が出る可能性があるということであり、園地につきましては0.2ppmでそういった症状が出るということですので、園地の基準は非常に厳格に、安全対策も含めて対応しております。

高橋(稔)委員

しっかり基準値を見定めながら、県民に理解を得られるような対策を強く要望しておきたいと思います。

私からの質問は以上です。